

呉市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(登録の申請)

第3条 法第5条の3第1項の規定による支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 事務所の名称及び所在地

2 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 以下の内容を記載した法第5条の4各号に規定する業務（以下「管理支援業務」という。）の実施に関する計画書

ア 支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項

イ 管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項

ウ 支援法人として行う管理支援業務の内容及び管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項

(4) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(5) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(6) 法第5条の4第1号に規定する業務に関する法人としての活動実績を記載した書面

(7) 法第5条の4第1号に規定する業務の監督・指導を行う者がマンション管理士の資格を有することを証する書面

(8) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領

(9) 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画

(10) 現に行っている全業務内容を記載した書面

(11) 規則第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面

(12) マンション管理適正化支援法人登録申請に係る誓約書（様式第2号）

(13) 暴力団排除条項に係る照会等に必要な確認情報を記載した書面（別記様式第1号）

(14)前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
(支援法人の登録)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第5条の3第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として登録するものとする。

2 市長は、申請者を支援法人として登録した場合は、マンション管理適正化支援法人登録通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第5条の3第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき及び申請者が法第5条の3第2項各号のいずれかに該当するときは、マンション管理適正化支援法人登録不適合通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 支援法人は第4条第1項の内容に変更が生じたときは、名称変更届出書(様式第3号)により届出を行うものとする。

2 支援法人は、第6条第1項に定める期間において、第3条第2項各号に掲げる書類のいずれかの内容に変更があったときは、その変更に係る書類を知事に提出するものとする。(様式第4号)

(登録の有効期間及び更新)

第6条 第4条第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。

2 支援法人は、引き続き登録を受けようとする場合においては、登録の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に登録の更新をしなければならない。

3 第3条及び第4条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

4 登録を更新するときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

(業務の休止又は廃止)

第7条 支援法人は、その業務を休止し、又は廃止したときは、直ちに業務休廃止届出書(様式第7号)により市長に届出を行うものとする。

(事業の報告)

第8条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、法第5条の8第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消)

第10条 市長は、法第5条の8第3項の規定に該当したとき又は法第5条の3第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったときは、第4条の規定による登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行う場合は、登録取消書(様式第8号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。